ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱

平成２５年４月１日制定

（目的）

第１条　この要綱は，補助対象地区内に存する民間賃貸住宅に入居する子育て世帯の家賃に要する経費の一部を補助することにより，空家の活用と若年層の定住化を促進し，活力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象地区　西部地区および中央部地区で別表に掲げる町の区域をいう。

(2) 民間賃貸住宅　補助対象地区内に存する建物に係り貸主と入居者（申請者および同居者をいう。）との間で賃貸借契約を締結し，自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを除く。

ア　市営，道営，北海道住宅供給公社，独立行政法人都市再生機構等の公的賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）

イ　社宅，官舎，寮等の給与住宅

ウ　入居者または入居者の３親等以内の親族が所有者または貸主である住宅

エ　昭和５６年５月３１日以前に建築または着工されたもの。ただし，耐震性能に関する基準を満たしているものを除く。

オ　住戸専用面積が４０㎡未満，かつ，令和３年３月１９日閣議決定された住生活基本計画（全国計画）に定める最低居住面積水準未満のもの。

(3) 子育て世帯　補助申請日の属する年度の末日において，中学校卒業前の子と，その子を扶養する者が同居している世帯をいう。

(4) 夫婦世帯　婚姻の届出が受理された夫婦で構成している世帯をいう。

(5) 所得　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第１６号）第１条第４号に規定する所得をいう。

(6) 世帯所得　民間賃貸住宅の入居者全員の前年の所得を合算した額をいう。

(7) 家賃　賃貸借契約において定められた賃借料の月額（月の途中で当該賃貸借契約に係る住宅に入居し，または当該住宅から退去した場合における日割りの賃借料（補助世帯が補助対象地区内で転居して補助を継続する場合を除く。）および管理費，共益費，駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。）をいう。

(8) 住宅手当　事業主が従業員に対して支給する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。

(9) 実質家賃負担額　家賃から住宅手当を控除した額（１，０００円未満の端数は，切り捨てる。）をいう。

(10) 補助対象世帯　補助金の交付の対象となる世帯をいう。

(11) 補助世帯　市長が補助金を交付することと決定した世帯をいう。

（補助対象世帯の要件）

第３条　補助対象世帯は，第７条第１項の規定による申請の日において子育て世帯であって，次に掲げる要件を満たす世帯とする。

(1) 子を扶養する者は，その子の１親等の親族または３親等内の傍系親族であること。

(2) 補助対象地区内の民間賃貸住宅の所在地に住所（住民票に記載されている住所をいう。ただし，特段の配慮を要する者として市長が認める場合にあっては，居所とする。以下同じ。）を定めていること。

(3) 補助対象地区内に住所を定める世帯であって当該地区に住所を定める以前に当該地区外に１年以上住所を定めていたものであること。

(4) 世帯所得が３１３，０００円以下であること。

(5) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けておらず，かつ，過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 本市の市税その他の納付金の滞納がないこと。

(7) 世帯主および同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（補助世帯数）

第４条　補助金を交付する世帯の数は，毎年度予算の範囲内において市長が定める。

（補助金月額）

第５条　補助金の月額は，実質家賃負担額から３０，０００円を控除した額（当該控除した額が１５，０００円を超えるときは１５，０００円）とする。

（補助期間）

第６条　補助を行う期間は，入居者である子が中学校を卒業する年度の３月まで（当該月が補助を開始した月から起算して１９２月を超える場合は，補助を開始した月から起算して１９２月以内）とする。

（補助申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は，補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 入居者全員の住民票の写し（市外からの転入等により第３条第３号の要件に該当することを確認できない場合にあっては，併せて，戸籍の附票の写し等（同号の要件に該当することを確認できるものに限る。））

(2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書，源泉徴収票等。無職の場合にあっては，無職申立書（別記第２号様式））

(3) 市税の納税証明書

(4) 住宅手当支給証明書（別記第３号様式）

(5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(6) 住宅概要確認書（別記第４号様式）

(7) 第２条第２号エただし書きの規定による申請をするときは，当該

民間賃貸住宅が耐震性能を有することを証する書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請は，補助対象地区内に住所を定めた日の属する年度の翌々年度（平成２８年５月１０日以降に当該地区内に住所を定めた世帯にあっては，初めて子育て世帯となった日の属する年度の翌々年度）の４月２０日までにしなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，３月２日から３月３１日までの間は，補助申請を行うことができない。

（交付決定等）

第８条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，原則として申請のあった順に審査し，補助金の交付の適否を決定するものとする。

2　市長は，前項の決定をした場合において，補助金を交付すると決定したときは補助金交付決定通知書（別記第５号様式）により，補助金を交付しないと決定したときは補助金不交付決定通知書（別記第６号様式）により，補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

3　補助金は，前条第１項の規定による申請のあった日の属する月（当該申請があった日が２１日以後の場合は，その翌月）以後の家賃について交付するものとする。

（補助金の交付請求および交付方法）

第９条　補助金の交付請求は，納めた家賃に対し２回に分けて行うものとし，第１回は４月分から９月分までに係るものを１０月１日から10月１５日までに，第２回は１０月分から翌年３月分までに係るものを４月１日から４月１５日までに手続きしなければならない。ただし，第１３条第１項第１号から第３号までに該当する資格喪失の届出があった場合または第１４条の規定により補助金の交付を休止している場合は，この限りでない。

2　前項の請求は，補助金交付請求書（別記第７号様式）に家賃支払申告書兼確認書（別記第８号様式）を添付し，市長に請求しなければならない。

３　市長は，第１項の請求があったときは，口座振込により補助金を交付するものとする。

（更新手続）

第10条　補助金の交付を翌年度も引き続き受けようとする者は，補助を受けようとする年度の４月１日から４月１５日までに，補助金交付更新申請書（別記第９号様式）に第７条第１項第２号および第４号に規定する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし，市税その他の納付金の滞納がない者に限る。

２　前項の申請があった場合における交付の決定等については，第８条第１項および第２項の規定を準用する。

（届出義務）

第11条　補助金の交付を受けている者は，第１３条第１項第１号もしくは第２号に該当したとき，または世帯所得の変更，家賃もしくは住宅手当の改定，入居者の転居など異動があったときは，速やかに，異動事項届出書（別記第１０号様式）に当該異動を証する書類（住民票の写しを除く。）を添付して市長に届け出なければならない。ただし，前条第１項に定める期間に異動があるときは，同項に基づく更新手続により行うものとする。

２　補助金の交付を受けている者が，死亡または離婚等により住宅を退去した場合，その死亡時または退去時に同居する者が引続き入居して交付を受けようとするときは，速やかに，名義承継届出書（別記第11号様式）に当該承継を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

３　補助金の交付を受けている者の同居者が，離婚等により住宅を退去し，新たに子育て世帯となった場合は，第８条第２項または第１０条第２項の交付を受けた者とみなし名義承継届出書に当該承継を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（交付決定の変更等）

第12条　市長は，前条の届出があったとき，または次条第１項，第２項，もしくは第３項のいずれかに該当したときは，補助金の交付の決定内

容を変更し，またはその決定を取り消すことができる。ただし，届出に伴い発生する補助金の増額は，届出のあった翌月からとする。

２　市長は，前項の決定をしたときは，補助金交付決定変更（取消）通知書（別記第１２号様式）により，補助金の交付を受けている者または届け出を行った者に通知するものとする。

（資格の喪失）

第13条　補助世帯は，次の各号のいずれかに該当するに至ったときは，その該当するに至った日の属する月（第１号または第３号に該当する場合で，その該当するに至った日が１６日以後のときは，その翌月）から補助を受ける資格を失うものとする。

(1) 子育て世帯でなくなったとき。

(2) 生活保護法による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。

(3) 転居したとき（補助対象地区内の他の民間賃貸住宅に転居したときを除く。）。

(4) 世帯主または同居者が暴力団員であることが判明したとき。

２　補助世帯が，不正な方法で補助金の交付を受けたときは，当該不正を行った月から補助を受ける資格を失うものとする。

３　補助世帯は，第９条第１項の期間内に補助金の交付の請求をしなかった場合は，当該補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。

４　第１項第１号から第３号までに係る届出を当該年度の４月から９月までに行った補助世帯は１０月１５日までに，１０月から３月までに行った世帯は翌年度の４月１５日までに，補助金の交付の請求をしなかった場合は，当該届出に係る補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。

５　補助世帯は，第１０条第１項の期間内に同項の規定による申請をしなかった場合は，当該期間の属する年度の初日から補助を受ける資格を失うものとする。

（交付の休止）

第14条　市長は，入居者の異動等により補助世帯が次の各号いずれかに該当するに至ったときは，当該期間中，当該補助世帯への補助金の交付を休止するものとする。

(1)　世帯所得が３２８，０００円を超えたとき。

(2)　実質家賃負担額が３０，０００円以下となったとき。

(3)　その他市長がやむを得ないと認めるとき。

２　前項の休止の対象となった世帯については，当該休止期間中も引き続き補助金の交付を受けている世帯とみなして本要綱の規定を適用する。

（補助金の返還等）

第15条　市長は，第１２条第１項の規定により補助金の減額または交付決定の取消しをした場合，当該減額または取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは，補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書（別記第１３号様式）により期限を定めてその返還を命じるものとする。ただし，補助金の減額にあっては，第９条第１項に規定する第２回の請求において，返還額を減じることができるときは，この限りでない。

２　補助金の交付を受けていた者は，前項の規定により補助金の返還を命じられた納付期限までにこれを納付しなかったときは，納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，未納付額（その一部について納付があったときは，納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は，当該納付があった額を控除した額）に年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（補則）

第16条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年規則第４３号）に定めるところによる。

第17条　市長は，この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

第18条　第７条，第９条，第１０条および第１３条に定める申請および

届出の期限の日が，函館市の休日を定める条例（平成３年３月20日条例第２号）に定める休日に当たるときは，当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

附　則

１　この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成２８年５月１０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際，すでに申請者が保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については，この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

３　この要綱の施行前の補助対象地区外のうち，この要綱で補助対象地区に追加された町の区域内に，この要綱の施行前に住所を定めた子育て世帯が，この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた場合にあっては，平成２９年３月１日までは第３条第３号の要件を満たすものとみなす。

４　この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた夫婦世帯で，その後子が誕生し１年以上経過している子育て世帯にあっては，平成２９年３月１日までは第３条第３号の要件を満たすものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の前年度に補助金の交付を受けている者が，要綱第１０条第１項に規定する更新をする場合，要綱第２条第２号の規定は，なお従前の例による。

3　この要綱の施行の際，申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については，この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際，申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については，この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和５年９月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は，改正後の要綱の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和７年１月５日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は，改正後の要綱の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和７年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の要綱第１１条の規定は，令和６年１０月１６日以降に生じた異動について適用する。

（経過措置）

3　この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は，改正後の要綱の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

別表　補助対象地区（第２条関係）

(1)　西部地区
入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，東川町，豊川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，松風町および若松町の区域
(2)　中央部地区
千歳町，新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町，宮前町，中島町，千代台町，堀川町，高盛町，宇賀浦町，日乃出町，的場町，時任町，杉並町，本町，梁川町，五稜郭町，柳町，松陰町，人見町，金堀町，乃木町および柏木町の区域

別記第１号様式（第７条関係）

年度　補助金交付申請書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

申 請 者
郵便番号　　－
住　　所　函館市
氏　　名
電話番号　　－　　－

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第７条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

また，私および同居者は，同要綱第３条第１項第５号に規定する家賃補助等を受けていないこと，同項第６号に規定する市税等の滞納がないことおよび同項第７号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

なお，申請内容確認のために必要があるときは，他の補助制度等の受給状況，市税等の納付状況および住民基本台帳等ならびに暴力団員について，市長が関係機関にこの情報を利用して調査を行うことについて，同意します。

記

１　補助を受けようとする期間　　年　　月分　～　　年　　月分

２　補助金等交付申請額　　金　　円

３　世帯の概要

	フリガナ 氏　名	続柄	生年月日	勤務先または学校名	年間総収入額	住宅手当 （月額）
申請者		本人	年 月　日			
同居者			年 月　日			
			年 月　日			
			年 月　日			
			年 月　日			

補助対象地区への転入日	年　　月　　日	転入前の住所および異動日	（　　年　　月　　日 異動）

※　同居者は世帯分離している場合も記入すること。

４　住居の概要

<table>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5">函館市</td></tr>
<tr><td>建物名称</td><td colspan="3"></td><td>部屋番号</td><td></td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td>年　月　日</td><td>構造･階数</td><td colspan="2">１．木造　２．非木造　階建て</td></tr>
<tr><td>住戸専用面積</td><td>㎡</td><td>間取り</td><td colspan="2">住宅概要確認書（別記第４号様式）のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">所有者</td><td>住　所</td><td></td><td rowspan="2">［申請者との関係］
１．本人または同居者
２．３親等以内の親族
３．上記以外</td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸　主
※所有者と同じ場合は記入不要</td><td>住　所</td><td></td><td rowspan="2">［申請者との関係］
１．本人または同居者
２．３親等以内の親族
３．上記以外</td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>家賃支払方法
※貸主と同じ場合は名称の記入不要</td><td colspan="3">□振込　□口座振替(引落)　□持参　□その他(　　)
支払先名称：</td></tr>
<tr><td>賃貸借契約期間</td><td colspan="3">年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>家賃（月額）</td><td colspan="3">円</td></tr>
</table>

※ 添付書類

(1) 入居者全員の住民票の写し（市外からの転入等により補助対象地区内への転入日および転入前の住所への異動日が本市の住民基本台帳から確認できない場合にあっては，併せて，戸籍の附票の写し等（当該転入日および異動日が確認できるものに限る。））

(2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書，源泉徴収票等。無職の場合にあっては，無職申立書（別記第２号様式））

(3) 市税の納税証明書

(4) 住宅手当支給証明書（別記第３号様式）

(5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(6) 住宅概要確認書（別記第４号様式）

(7) 耐震性能を有することを証する書類の写し(昭和56年5月31日以前に建設された賃貸住宅である場合)

(8) その他市長が必要と認める書類

別記第２号様式（第７条関係）

無　職　申　立　書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

郵便番号　　－
住　　所
氏　　名
電話番号

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金の交付を申請するにあたり，私は現在，次の理由により無職であることを申し立ていたします。
また，この申し立てに虚偽がないことを誓約します。

□理　由

□現在の生活費

別記第３号様式（第７条関係）

住宅手当支給証明書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

郵便番号　　－
住　　所
名　　称
代表者名
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

１　住　所　　函館市

氏　名

２　住宅手当支給状況

⑴　支給している。
月額　　円（令和　　年　　月 から）

⑵　支給していない。

※　交付申請書または異動事項届出書に添付する場合は，当該月額を支給する期間（当該年度の３月までの期間）についてご記入ください。
交付更新申請書に添付する場合は，更新する年度の４月から３月までの期間についてご記入ください。
なお，年度途中で支給月額を変更する場合は，異動事項届出書の提出が必要となります。

別記第４号様式（第７条関係）

住 宅 概 要 確 認 書

住宅所在地	函館市		
建物名称（部屋番号）	（　　）		
構造・階数	造　　階建て		
建築・着工年月日	年　　月　　日	耐震性の有無	※1
住戸専用面積	㎡		

住戸間取り

＊ 住戸専用面積が確認できる寸法を必ず記入してください。

※１　S56.5.31以前に建築または着工された住宅である場合記載

上記のとおりであることを確認しました。

年　　月　　日

（住宅の所有者，管理者または宅地建物取引業者）

住　　所

氏名（名称）

電 話 番 号

別記第５号様式

年度　補助金交付決定通知書

函　都　住
年　　月　　日

様

函館市長　　印

年　　月　　日付けで交付申請があったヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，内容審査の結果，次のとおり決定したので通知します。

記

１	交付決定区分	交付・休止
２	補助金交付決定額	金　　円（補助金月額　　円）
３	補助する期間	年　月分　～　　年　月分
４	補助金の交付予定時期	年　　月　　金　　円 年　　月　　金　　円

5　届出義務

次のいずれかに該当したときは，速やかに，異動事項届出書（別記第１０号様式）に当該異動等を証する書類を添付して提出してください。

(1) 中学校卒業前に子と同居しなくなったとき。
(2) 生活保護法による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。
(3) 家賃または住宅手当の額に変更が生じたとき。
(4) 転居したとき。
(5) 入居者の異動があったとき。
(6) 就職，退職，転職等をしたとき。
(7) 世帯所得に変更を生じたとき。

6　資格の喪失

前記５の(1)もしくは(2)に該当した場合，同(4)に該当する場合で補助対象地区内の他の民間賃貸住宅以外に転居したとき，または世帯主もしくは同居者が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であることが判明したときは，それぞれ補助世帯としての資格を喪失することとなります。

7　交付の休止

前記５の(3)もしくは(4)に該当する場合で実質家賃負担額が３０，０００円以下となったとき，同(7)に該当する場合で世帯所得額が３２８，０００円を超えたときは，当該期間中の補助金の交付を休止します。（補助資格は維持されます。）

8　交付決定の取消し

前記６により資格を喪失した場合，不正な方法で補助金の交付を受けた場合または次の９の規定による補助金の交付請求をしなかった場合は，補助金の交付の決定を取り消します。この場合，すでに補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命じます。

9　補助金の交付請求

補助金の交付は納めた家賃についてのみ行うものとし，その請求は次の期間内に行ってください。

月分～　月分	年１０月１日から　１０月１５日まで
月分～　月分	年　４月１日から　　４月１５日まで

別記第６号様式（第８条関係）

年度　補助金不交付決定通知書

函　都　住
年　　月　　日

様

函館市長　　印

年　　月　　日付けで交付申請のあったヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，内容審査の結果，次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

１　不交付の理由

別記第７号様式（第９条関係）

補 助 金 交 付 請 求 書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

郵便番号　　－
住　　所
氏　　名
電話番号

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた補助金について，ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第９条の規定により，関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円（補助金月額　　円）
〔※　　年１０月　金　　円
　　年　４月　金　　円〕

２　補助金交付請求額　　金　　円

３　家賃支払い済み額　　金　　円
（　　年　　月分から　　年　　月分まで）

４　補助金振込先　　銀行　　支店
普 通・当 座　（どちらかに○を付けてください。）
口座番号
口座名義人
(フリガナ)

別記第８号様式（第９条関係）

家賃支払申告書兼確認書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

住　　所
氏　　名
電話番号

下記のとおり家賃を支払ったことを申告します。

記

月　　分	支　払　額	支　払　日	備　　考
年　　月分	円	年　　月　　日	
年　　月分	円	年　　月　　日	
年　　月分	円	年　　月　　日	
年　　月分	円	年　　月　　日	
年　　月分	円	年　　月　　日	
年　　月分	円	年　　月　　日	

※　上記のとおり支払いがあったことを確認しました。

年　　月　　日

（住宅の貸主または家賃の支払先）

住　　所

氏名（名称）

電 話 番 号

※貸主等の確認に代えて，家賃の領収書（家賃通帳）等の写しを提出することができます。
（ただし，「納付先，納付日，納付額，納付者氏名」が確認できるものに限ります。）

別記第９号様式（第１０条関係）

年度　補助金交付更新申請書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

申 請 者
郵便番号　　－
住　　所　函館市
氏　　名
電話番号　　－　　－

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第１０条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

また，私および同居者は，同要綱第３条第１項第５号に規定する家賃補助等を受けていないこと，同項第６号に規定する市税等の滞納がないことおよび同項第７号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

なお，申請内容確認のために必要があるときは，他の補助制度等の受給状況，市税等の納付状況および住民基本台帳等ならびに暴力団員について，市長が関係機関にこの情報を利用して調査を行うことについて，同意します。

記

１　補助を受けようとする期間　　年　月分　～　　年　月分

２　補助金等交付申請額　　金　　円

３　世帯の概要

	フリガナ 氏　名	続柄	生年月日	勤務先または学校名	年間総収入額	住宅手当 （月額）
申請者		本人	年 月　日			
同居者			年 月　日			
			年 月　日			
			年 月　日			
			年 月　日			

※　同居者は世帯分離している場合も記入すること。

４　住居の概要

※　太枠で囲んだ欄に記入すること。ただし，下記(3)の場合は，すべて記入すること。

住　　所	函館市				
建物名称				部屋番号	
建築年月日	年　月　日	構造･階数	１．木造　２．非木造　階建て		
住戸専用面積	㎡	間取り	住宅概要確認書（別記第４号様式）のとおり		
賃貸借契約期間	年　月　日　～　年　月　日				

所有者	住　所		［申請者との関係］ １．本人または同居者 ２．３親等以内の親族 ３．上記以外
	氏名等	電話	
貸主 ※所有者と同じ場合は記入不要	住　所		［申請者との関係］ １．本人または同居者 ２．３親等以内の親族 ３．上記以外
	氏名等	電話	
家賃支払方法	□振込　□口座振替(引落)　□持参　□その他(　　) 支払先名称：		
家賃（月額）	円		

※ 添付書類

(1) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書，源泉徴収票等。無職の場合にあっては，無職申立書（別記第２号様式））

(2) 住宅手当支給証明書（別記第３号様式）

(3) ４月１日から４月１５日までの期間に転居（住民票を異動）する場合

①　民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

②　住宅概要確認書（別記第４号様式）

③　耐震性能を有することを証する書類の写し(昭和56年5月31日以前に建設された賃貸住宅である場合)

(4) その他市長が必要と認める書類

別記第10号様式（第１１条関係）

異 動 事 項 届 出 書

年　　月　　日

函 館 市 長　　様

郵便番号　　－

住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，下記のとおり異動が生じましたので，関係書類を添えて届け出ます。

記

１　家賃，住宅手当の異動

異　動　事　項	異　動　内　容
⑴　家賃が改定された 年　　月分から	変更前　月額　　円 変更後　月額　　円
⑵　住宅手当が改定された 年　　月分から	変更前　月額　　円 変更後　月額　　円

２　その他の異動

異　動　事　項	異　動　内　容
⑴　生活保護法による住宅扶助または他の公的家賃助成を受けた	年　　月　　日から 名称（　　）
⑵　転居した	
ア　補助対象地区内の他の民間賃貸住宅へ転居した 転居年月日　　年　　月　　日 転居先 函館市 建物名称（　　）	新住居の建築年月日　　年　　月　　日 住戸専用面積　　㎡ 家賃　　月額　　円 住宅手当　　月額　　円 所有者または家賃の受領者と届出人との関係 １　入居者または入居者の３親等以内の親族 ２　上記以外
イ　上記以外へ転居した	転居先（補助対象地区　内　・　外　）
⑶　その他の異動	

別記第11号様式（第11条関係）

名　義　承　継　届　出　書

年　　月　　日

函 館 市 長　様

（名義承継者）
郵便番号　　－
住　　所　函館市
氏　　名
電話番号

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，次のとおり承継したので関係書類を添えて届け出ます。

記

1　名義承継事項

交付決定者氏名			
承継者氏名		交付決定者との続柄	
承継者入居年月日	年　　月　　日（※　転居した場合のみ記載）		
承継理由の生じた日 および理由	年　　月　　日　理　由(　　)		

2　名義承継の対象となる住宅概要

住　　所	函館市			
建物名称			部屋番号	
建築年月日	年　　月　　日	構造・階数	1．木造　2．非木造　　階建て	
住戸専用面積	㎡	間取り	住宅概要確認書(別記第４号様式)のとおり	
所有者	住　所		[承継者との関係] 1．本人または同居者 2．３親等以内の親族 3．上記以外	
	氏名等	電話		
貸主 ※所有者と同じ場合は記入不要	住　所		[承継者との関係] 1．本人または同居者 2．３親等以内の親族 3．上記以外	
	氏名等	電話		
家賃支払方法 ※貸主と同じ場合は名称の記入不要	□振込　□口座振替(引落)　□持参　□その他(　　) 支払先名称：			
賃貸借契約期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日			
家賃（月額）	円			

※　添付書類

(1) 承継の事由が確認できる戸籍全部事項証明書の写し

(2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書，源泉徴収票等。無職の場合にあっては，無職申立書（別記第２号様式））

(3) 住宅手当支給証明書（別記第３号様式）

(4) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(5) 住宅概要確認書（別記第４号様式）

(6) 耐震性能を有することを証する書類の写し(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築または着工された賃貸住宅である場合)

(7) その他市長が必要と認める書類

※　⑷～⑹は転居や承継により，内容が変更した場合のみ添付

別記第12号様式（第12条関係）

年度　補助金交付決定変更（取消）通知書

函　都　住
年　　月　　日

様

函館市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定をしたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，次のとおり変更（取消し）するので通知します。

記

１　変更（取消し）内容

２　変更（取消し）理由

別記第13号様式（第15条関係）

年度　補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書

函　都　住
年　　月　　日

様

函館市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定をしたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について，次のとおり交付決定を取消ししたので通知します。また，ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第１５条第１項の規定により，補助金の返還を命じますので期限までに納付してください。

なお，命じられた納付金額（その一部について納付があったときは，納付の日以後の期間に係る延滞金の計算と基礎となる額は，当該納付があった額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。

記

１　取消し理由等

２　補助金返還請求額　　金　　円

３　補助金返還請求額の内訳

- 補助金交付決定額　　金　　円
- 補助金交付決定取消額　　金　　円
- 交付決定取消し後の補助金額　　金　　円
- 補助金交付済み額　　金　　円
- 補助金返還額　　金　　円

４　補助金返還納付期限　　年　　月　　日